

[公証制度・公証人](#)[公証事務](#)[お知らせ](#)[関連リンク](#)[サイトのご利用にあたって](#)[ホーム](#) > [定款等記載例 \(Examples of Articles of Incorporation etc\)](#)

## 定款等記載例 (Examples of Articles of Incorporation etc)

(注1) 以下の定款の記載例は、起業者の方の参考に供するため、飽くまでも一つの事例として提示したものであり、網羅的な内容とはなっておりません。したがって、法人の目的、株式の内容、法人の機関設計、役員の実任軽減の有無等についてよく御検討いただき、公証人にも事前に御相談の上、作成されるようお願いいたします。

(注2) 定款及び委任状の記載例は、「PDF」のアイコンをクリックすることによって、御覧いただくことができます。また、ワード形式で定款及び委任状を作成したい場合には、「Word」のアイコンをクリックしてダウンロードし、解凍していただくと、ワード形式の定款及び委任状の記載例を利用することができます(定款の作成に当たっては、補足説明付きの「PDF」も御覧ください。)

## 定款の記載例 (Examples of Articles of Incorporation)

### 株式会社の定款 (Articles of Incorporation of Stock Company)

#### 1 小規模な会社 (Small-Sized Company)

株式が非公開で、取締役が1名のみの小規模な株式会社の定款記載例であり、定款の内容も簡潔なものを紹介しています。起業者の方が小規模な会社からスタートしたいと考える場合に、定款ドラフトの作成に当たって、参考にされる一つの定款記載例です。



[補足説明付き]

#### 2 中小規模の会社 (Small and Medium-Sized Company)

株式が非公開で、取締役が1名以上の中小規模の株式会社の定款記載例であり、上記1に比べると、定款の内容も詳しくなっています。起業者の方が定款ドラフトを作成される場合に、参考にされることが多い一つの定款記載例です。



[補足説明付き]

#### 3 中規模な会社 (Medium-Sized Company)

株式が非公開ですが、取締役会を設置し、組織を整えた中規模な株式会社の定款記載例です。取締役会を設置する場合には、取締役3名以上を置くことが必要であり、また、原則として、監査役1名以上を置くことが必要になるので、その内容を盛り込んでいます。



[補足説明付き]

#### 4 大規模な会社 (Large-Sized Company)

株式を公開とし、取締役会及び委員会（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会）を設置し、会計監査人を置くことにした大規模な株式会社の定款記載例です。



[補足説明付き]

### 一般社団法人の定款 (Articles of Incorporation of General Incorporated Association)

#### 1 小規模な一般社団法人 (Small-Sized General Incorporated Association)

理事会を設置せず、基金も設置しない小規模な一般社団法人の定款記載例であり、定款の内容も簡潔なものを紹介しています。理事会も会計監査人も設置しないので、監事を置く必要はありませんが、この記載例では、そのような場合でも、任意に監事を置くことができることを示しています。



[補足説明付き]

#### 2 中規模な一般社団法人 (Medium-Sized General Incorporated Association)

会計監査人は置きませんが、理事会を設置し、基金を設置した中規模な一般社団法人の定款記載例です。理事会を設置する場合には、理事を3名以上とし、代表理事を選定しなければならず、また、監事1名以上を置くことが必要になるので、その内容を盛り込んでいます。



[補足説明付き]

### 3 規模が比較的大きな一般社団法人 (Relatively Large-Sized General Incorporated Association)

理事会を設置し、会計監査人を置き、基金を設置したものであり、規模が比較的大きな一般社団法人の定款記載例です。将来、公益社団法人に移行することを考えている場合にも、参考になる一つの定款記載例であるといえます。



### 一般財団法人の定款 (Articles of Incorporation of General Incorporated Foundation)

#### 1 小規模な一般財団法人 (Small-Sized General Incorporated Foundation)

基本財産の定めを置かず、会計監査人も置かない小規模な一般財団法人の定款記載例であり、定款の内容も簡潔なものを紹介しています。



#### 2 中規模な一般財団法人 (Medium-Sized General Incorporated Foundation)

会計監査人は置きませんが、基本財産の定めを置いた中規模な一般財団法人の定款記載例です。



#### 3 規模が比較的大きな一般財団法人 (Relatively Large-Sized General Incorporated Foundation)

基本財産の定めを置き、会計監査人を置いたものであり、規模が比較的大きな一般財団法人の定款記載例です。将来、公益財団法人に移行することを考えている場合にも、参考になる一つの定款記載例であるといえます。



## 委任状の記載例 (Examples of Power of Attorney)

### 公正証書の委任状 (Power of Attorney for Notarial Instrument)



### 私署証書認証の委任状 (Power of Attorney for Notarization of Private Instrument)



### 定款認証の委任状 (Power of Attorney for Notarization of Articles of Incorporation)



#### > 公証制度・公証人

- 会長あいさつ
- 第1 公証人の使命と公証業務について
- 第2 公証制度について
- 第3 日本公証人連合会について

#### > 公証事務

- 1 公正証書
- 2 遺言
- 3 遺産分割協議
- 4 任意後見契約
- 5-1 金銭消費貸借
- 5-2 保証意思宣明公正証書
- 6 土地建物賃貸借
- 7 離婚
- 8 事実実験公正証書
- 9-1 私署証書の認証
- 9-2 外国文認証
- 9-3 宣誓認証
- 9-4 定款認証
- 9-5 電子公証
- 10 確定日付
- 11 必要書類
- 12 手数料
- 13 執行文付与申立て

#### > 公証役場一覧

- > お知らせ
- > 関連リンク
- > サイトのご利用にあたって

会社の  
定款手数料の改定

嘱託人作成文書  
(一部)への押印廃止

郵便による執行文付与  
申立て等の開始

クレジットカード  
決済の開始

定款等記載例  
Examples of Articles of Incorporation etc

保証意思宣明公正証書  
公証人による  
保証意思確認の手続きを新設

実質的支配者となるべき  
者の申告制度

電子確定日付センター

## 【株式会社の定款記載例 1（小規模な会社）】

### 株式会社〇〇〇〇定款

#### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社〇〇〇〇と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 〇〇の製造及び販売
- 2 ××の輸入及び販売
- 3 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

#### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役は、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主の氏名等の届出)

第9条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当社の

所定の書式により、氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

(招集通知)

第12条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役がこれに当たる。

2 取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

### 第4章 取締役

(取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は、1名とする。

(取締役の資格)

第17条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終

のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第20条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第21条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第22条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第23条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第24条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和〇年3月末日までとする。

(設立時取締役)

第25条 当社の設立時取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 ○○○○

(発起人の氏名ほか)

第26条 発起人の氏名、住所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

東京都○○区○町○丁目○番○号

発起人 ○○○○ 10株、金100万円

(法令の準拠)

第27条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社○○○○設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和〇年〇〇月〇〇日

發起人 ○○○○ 印

## 【株式会社の定款記載例 2（中小規模の会社）】

### 株式会社〇〇〇〇定款

#### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社〇〇〇〇と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 〇〇の製造及び販売
- 2 ××の輸入及び販売
- 3 (省略)
- 4 (省略)
- 5 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

#### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当会社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前2条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の氏名等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することがで



きる株主に対し、会日の5日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社が取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。当会社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役とする。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

(成立後の資本金の額)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。

(最初の事業年度)

第32条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和〇年3月末日までとする。

(設立時取締役等)

第33条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 ○○○○

設立時取締役 □□□□

設立時代表取締役 ○○○○

(発起人の氏名ほか)

第34条 発起人の氏名、住所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

東京都〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

発起人 ○○○○ 250株、金250万円

東京都〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

発起人 □□□□ 250株、金250万円

(法令の準拠)

第35条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社○○○○設立のため、発起人○○○○ほか1名の定款作成代理人○○○○は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和〇年〇〇月〇〇日

発起人 ○○○○

発起人 □□□□

上記発起人2名の定款作成代理人

住 所

○○○○

## 【株式会社の定款記載例3（中規模な会社）】

### 株式会社〇〇〇〇定款

#### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社〇〇〇〇と称し、英文では××××CO., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 〇〇の製造及び販売
- 2 ××の輸入及び販売
- 3 (省略)
- 4 (省略)
- 5 (省略)
- 6 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

#### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認

を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当会社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第11条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第12条 前2条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合には、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当会社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。

3 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株式取扱規則)

第14条 当会社の株式の譲渡承認手続、株主名簿記載事項の記載又は記録の請求手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定

款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### (招集時期)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

#### (招集権者)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

#### (招集通知)

第17条 株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の7日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (株主総会の議長)

第18条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長になる。

3 取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

#### (株主総会の決議)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第20条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければな

らない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第21条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及び監査役その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

(取締役の資格)

第23条 取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第24条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。

- 2 社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第30条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第31条 取締役会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称その他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第32条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任の一部免除)

第33条 当社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役



会の決議により免除することができる。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第34条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

(監査役の員数及び選任)

第35条 監査役の員数は、1名とする。

2 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬及び退職慰労金)

第37条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第39条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第41条 剰余金の配当又は中間配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第7章 附則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第42条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金3000万円と

し、出資された財産の全額を成立後の資本金の額とする。

(最初の事業年度)

第43条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和○年3月末日までとする。

(設立時役員)

第44条 当会社の設立時役員は、次のとおりである。

設立時取締役 ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

設立時監査役 ○○○○

(発起人の氏名ほか)

第45条 発起人の氏名又は名称、住所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

東京都○○区○町○丁目○番○号

発起人 ○○○○ 1000株、金1000万円

東京都○○区○町○丁目○番○号

発起人 株式会社□□ 2000株、金2000万円

(法令の準拠)

第46条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社○○○○設立のため、発起人○○○○ほか1名の定款作成代理人○○○○は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和○年○○月○○日

発起人 ○○○○

発起人 株式会社□□

代表取締役 ○○○○

上記発起人2名の定款作成代理人

住所

○○○○

## 【株式会社の定款記載例4（大規模な会社）】

### 株式会社〇〇〇〇定款

#### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社〇〇〇〇と称し、英文では××××C o., L t d.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 〇〇の製造及び販売
- 2 ××の輸入及び販売
- 3 (省略)
- 4 (省略)
- 5 (省略)
- 6 (省略)
- 7 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、〇〇新聞に掲載する方法により行う。

#### 第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、10万株とする。

- 2 優先株式の発行可能種類株式総数は、3万株、普通株式の発行可能種類株式総数は、7万株とする。

(優先株主に対する優先配当金)

第6条 当社は、優先株式の株主に対し、毎事業年度の末日において配当すべき剰余金の中から、1株につき金〇円を普通株式に優先して配当する。

- 2 優先配当金の支払が、前項の優先配当額に達しないときは、同項の規定

にかかわらず、その不足額を優先株式の株主に対して配当しない。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数並びに普通株式及び優先株式の1単元の株式数は、いずれも100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第11条 当社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第12条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第13条 前2条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合には、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当会社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。
- 3 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

- 第15条 当社は、株主名簿及び新株予約権原簿（以下「株主名簿等」という。）の作成及び備置きその他株主名簿等に関する事務を取り扱わせるため、株主名簿管理人を置き、当社においてこれを取り扱わない。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
  - 3 株主名簿等は、株主名簿管理人の営業所に備え置く。

(株式取扱規則)

- 第16条 当社の株式の譲渡承認手続、株主名簿記載事項の記載又は記録の請求手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

- 第17条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

- 第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、執行役社長が招集する。
- 2 執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の執行役又は取締役がこれに当たる。

(株主総会の招集地)

- 第19条 株主総会は、東京都〇〇区において招集する。

(招集通知)

- 第20条 株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の2週間前までに発する。

(株主総会の議長)

第21条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。

2 執行役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役又は取締役が議長になる。

3 執行役又は取締役の全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(株主総会の決議)

第22条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第23条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第24条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役、執行役及び会計監査人その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役及び執行役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第25条 当会社の取締役は、30名以内とする。

(取締役の選任)

第26条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第27条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行

う。

(取締役の任期)

第28条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の設置)

第29条 当社は、取締役会を置く。

(取締役会長)

第30条 取締役会長は、取締役会の決議で定める。

(取締役会の権限)

第31条 取締役会は、当社の業務執行を決定し、執行役等の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第32条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

3 前2項の定めにかかわらず、第40条に定める各委員会の委員長は、取締役会を招集することができる。

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、執行役は、法令の定めに従い、取締役会の招集を請求し、又は招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第33条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第34条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第35条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案

をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第36条 取締役会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した執行役、会計監査人又は株主の氏名又は名称その他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

2 前条により取締役会の決議を省略するときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した取締役の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名等会社法施行規則第101条第4項第1号で定める事項を議事録に記載又は記録し、同議事録及び前条の意思表示を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を決議があったものとみなされた日から10年間本店に備え置く。

（取締役会規則）

第37条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

（取締役の責任の一部免除又は限定）

第38条 当社は、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等の法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等の法令に定める要件に該当する場合には、当該取締役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金〇〇万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

（取締役の報酬等）

第39条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け



る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会の決議によって定める。

## 第5章 委員会

（委員会の設置）

第40条 当社は、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。

（委員会の構成等）

第41条 委員会は、取締役3名以上で構成し、その過半数は、社外取締役であって当社の執行役でない者でなければならない。

2 監査委員会の委員は、当会社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は当会社の子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。

（委員の選定方法）

第42条 委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

（委員会の権限）

第43条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

2 監査委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 執行役及び取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成

(2) 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

3 報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定をする。

（委員会の招集及び招集権者）

第44条 委員会は、当該委員会の各委員が招集する。

2 委員会の招集通知は、各委員に対し、会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、当該委員会の委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議方法）

第45条 委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

（議事録）

第46条 委員会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する委員の氏名、出席した執行役又は会計監査人の氏名又は名称その他会社法施行規則第111条第

3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した委員が署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、委員会の日から10年間本店に備え置く。

(委員会規則)

第47条 委員会に関する事項は、法令、定款又は取締役会で定めるもののほか、当該委員会において定める委員会規則による。

## 第6章 執行役

(執行役の員数)

第48条 当社の執行役は、10名以内とする。

(執行役の選任)

第49条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

2 代表執行役は、取締役会の決議によって執行役の中から選定する。ただし、執行役が1名のときは、その者が代表執行役に選定されたものとする。

(執行役の任期)

第50条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(役付執行役及び権限)

第51条 取締役会の決議をもって、執行役社長、執行役副社長、執行役専務及び執行役常務各若干名を選定することができる。

2 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互に関係する事項を定めることができる。

(執行役の報酬等)

第52条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

2 執行役が当社の支配人その他の使用人を兼ねるときは、当該兼務に係る報酬等についても、前項と同様とする。

(執行役の責任の一部免除)

第53条 当社は、会社法第423条第1項に定める執行役の責任について、当該執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等の法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の設置及び員数)

第54条 当社は、会計監査人を置く。

2 会計監査人は、3名以内とする。

(会計監査人の選任)

第55条 会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第56条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第57条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得てこれを定める。

(会計監査人の責任の一部免除)

第58条 当社は、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金〇〇万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第8章 計算

(事業年度)

第59条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第60条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

3 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項は、株主総会の決議によっては定めない。

(配当の除斥期間)

第61条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には、利息を付けない。

#### 第9章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額並びに成立後の資本金及び資本準備金の額)

第62条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金5億円とし、出資された財産の価額の2分の1を資本金とし、その余を資本準備金とする。

(最初の事業年度)

第63条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和〇年3月末日までとする。

(発起人の氏名ほか)

第64条 発起人の氏名又は名称、住所並びに引受株式の種類及び数は、次のとおりである。

東京都〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

発起人 〇〇〇〇 普通株式 1万株

東京都〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

発起人 ×××× 普通株式 5000株

東京都〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

発起人 △△△△ 普通株式 5000株

東京都〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

発起人 株式会社□□ 普通株式 3万株

(法令の準拠)

第65条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社〇〇〇〇設立のため、発起人〇〇〇〇ほか3名の定款作成代理人〇〇〇〇は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和〇年〇〇月〇〇日

発起人 〇〇〇〇

発起人 ××××

発起人 △△△△

発起人 株式会社□□

代表取締役 ○○○○

上記発起人4名の定款作成代理人  
住 所

○○○○